

# 利尻富士町総合教育会議

## 資料

- 資料 1 利尻富士町教育大綱（2024 年度～2026 年度）・・・ P 1～ 3
- 資料 2 利尻富士町教育大綱に係る教育施策の推進状況・・・ P 4～ 6
- 資料 3 部活動地域移行の推進状況・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
- 資料 4 利尻富士町総合教育会議設置要綱・・・・・・・・・・・・ P 8～ 9

### 別添資料

利尻富士町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）

---

# 利尻富士町教育大綱

---

## 1 利尻富士町教育大綱の位置づけ

利尻富士町教育大綱（以下「大綱」という。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、本町の教育行政を推進するための指針となるものであり、まちづくりや教育の振興に関する基本的な方針及び講ずべき施策について示した「利尻富士町まちづくり創造総合計画」（2018年度～2027年度）、「利尻富士町学校教育推進計画」（2024年度～2028年度）、「利尻富士町生涯学習推進計画」（令和3年度～令和12年度）、「利尻富士町子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）をもとに定めるものです。

この大綱は、町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議、調整したうえで策定するものです。

## 2 大綱の実施期間

大綱の実施期間は、2024年度～2026年度までの3年間としますが、今後の社会情勢等の動向等を踏まえ、適宜改定するものとします。

## 3 利尻富士町が目指す教育

近年の教育行政を取り巻く環境及び社会情勢が急激に変化する時代の中で、子供たち一人一人が自分の良さや可能性を認識するとともに、学習意欲や人権感覚を持ち、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人間性、健やかな体を備え、主体的に考え行動できるよう、その資質・能力を育成することが求められています。

本町で育つ子供たちには、これらの社会情勢の変化に対応し、自らの未来を切り拓いて生き抜いていくための基礎的な力を身に付けさせなければなりません。そのためには、令和5年度より導入した小中一貫教育をより強化し、子供たち一人一人の可能性を伸ばし、新しい時代に必要となる資質・能力の育成が不可欠となってきました。学校、家庭、地域、関係機関が連携しながら、本町の未来を担う子供たちが、自然を愛する豊かな心と高い知性を持ち、新しい時代を切り拓くたくましい子供を育てる学校教育の充実と、明日を担う心豊かな人づくりと文化を育むまちに向けた取組を推進していきます。

## 4 具体的な基本指針

1. 子供たち一人一人の可能性を引き出す教育の推進
2. 学びの機会を保障し質を高める環境の確立
3. 地域との持続可能な教育の実現と生涯学習の充実

## 基本指針1 子供たち一人一人の可能性を引き出す教育の推進

教育の役割は、子供たちが夢や希望を持ち、自分の未来を切り拓いて生き抜いていけるよう、基礎的・基本的な知識や技能等を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力や学習意欲の向上が図られる取組の実現が必要となります。

このため、学校、家庭、地域、関係機関が連携・協働し、「確かな学力」「健康な体」「豊かな心」を育み、子供たちが主体的に判断し行動できる「力」を育む教育を推進します。

- 小中一貫教育や中高連携の強化により、一人一人の可能性を伸ばし、新しい時代に必要となる資質・能力の育成を推進します。
- 少人数学級や複式学級の利点を活かし、個に応じた指導「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実を図り、基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させ、「主体的な学び」を身に付ける教育を推進します。
- 「生きる力」を支える体力・運動能力の向上を図るとともに、健康教育や食育指導を推進します。
- 防災教育、ふるさと教育、キャリア教育など、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動により、豊かな人間性や社会性を育む教育を推進します。
- 児童生徒の特性・教育的ニーズに応じた、適切な指導や支援を行う特別支援教育を推進します。

## 基本指針2 学びの機会を保障し質を高める環境の確立

子供たちの健やかな成長を促すためには、安心して学べる場と安全な教育環境の整備が重要です。

このため、町が有する教育施設や設備等をより効果的に活用するとともに、社会の変化に対応した教育施設や設備を計画的に整備して、安心・安全で質の高い教育環境の充実を図ります。

- 教育施設・設備の充実に努めるとともに、働き方改革を推進し、教職員がゆとりを持って子供たちと向き合える環境を整備し、効果的・効率的な学校運営の充実を図ります。
- ICTを効果的に活用した学習活動ができるようGIGAスクール構想に基づいた環境整備に努めるとともに、教職員のスキルアップも含めた研修を通じて、授業改革・業務改善につなげていきます。

○いじめや不登校など初期段階での積極的な認知や取組を重視し、関係機関やスクールカウンセラーなどとの連携によるメンタルヘルスケアの充実を図ります。

### 基本指針 3 地域との持続可能な教育の実現と生涯学習の充実

町民が心豊かで生きがいのある生活を送るためには、趣味や教養、スポーツ、交流活動など自己実現のための時間を持つとともに、生涯を通じて積極的に学び、その成果を生かせる環境が必要です。

このため、町民一人一人が豊かに学び、文化やスポーツを楽しむ環境を整えるとともに、その活動や地域の担い手育成を支援するために、効果的な事業の推進に努めます。また、地域の教育力を活かした学校づくりをより一層推進します。

- 地域に根ざした芸術・文化活動を推進するために、活動への支援や担い手育成の場、優れた芸術・文化に触れる機会を提供します。
- 郷土の歴史を伝える文化遺産の保全とともに、調査による掘り起こしや講座・展示等の情報発信に努めます。
- 町民一人一人が健康で豊かな生活を営むための生涯スポーツを推進するために、活動への支援や担い手育成の場を提供します。
- 学校運営協議会を通じた学校支援活動の充実や部活動の地域移行など地域と学校とのさらなる連携・協働に努めます。

# 利尻富士町教育大綱に係る教育施策の推進状況

## 1 子供たち一人一人の可能性を引き出す教育の推進

教育の役割は、子供たちが夢や希望を持ち、自分の未来を切り拓いて生き抜いていけるよう、基礎的・基本的な知識や技能等を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力や学習意欲の向上が図られる取組の実現が必要となります。

このため、学校、家庭、地域、関係機関が連携・協働し、「確かな学力」「健康な体」「豊かな心」を育み、子供たちが主体的に判断し行動できる「力」を育む教育を推進します。

教育政策の目標	実施した主な施策
<p>① 小中一貫教育や中高連携の強化により、一人一人の可能性を伸ばし、新しい時代に必要となる資質・能力の育成を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校間連携・交流の推進（保小連携、小中連携、中高連携）</li> <li>・小中9年間を見通した教育課程の編成</li> <li>・具体的な推進体制による協議・交流（小中コアチームなど）</li> <li>・地域への説明と理解促進（PTA、学校運営協議会など）</li> <li>・小中合同運動会（児童生徒会同士の交流や連携推進）</li> <li>・総合的な学習の体系化に向けた協議</li> </ul>
<p>② 少人数学級や複式学級の利点を活かし、個に応じた指導「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実を図り、基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させ、「主体的な学び」を身に付ける教育を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導要領及び教育課程の着実な取組</li> <li>・全国学力・学習状況調査の実施及び分析評価、検証（町独自の分析・方策についてHPにて公表）</li> <li>・小・中学生の漢字・算数・数学・英語検定受検料の助成、利尻高校模擬試験への助成（中学校：全種受検率の向上）</li> <li>・管内独自の学力向上対策（Sサポートなど）及びAI学習アプリキュビナを活用した学習定着（キュビナの各校活用状況調査結果の共有と働きかけ）</li> <li>・指導工夫改善加配教員による、算数・数学、英語の小中連携乗り入れ授業や習熟度及びTT指導授業</li> <li>・小中併置校における中学校教科担任の小学校乗り入れ授業（英語：小3～6、算数・理科・社会：小6、音楽：小5・6）</li> <li>・ALTの継続配置による外国語教育及びコミュニケーション能力の推進</li> </ul>
<p>③ 「生きる力」を支える体力・運動能力の向上を図るとともに、健康教育や食育指導を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の給食費無償化、利尻高校への希望制給食提供</li> <li>・全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施及び分析評価、検証（町の分析・方策についてHPにて公表）</li> <li>・公共施設及び学校開放事業によるスポーツ機会の充実、各種大会の実施による体力づくりの機会創出</li> <li>・学校保健安全法に基づく児童生徒及び教職員の健康診断</li> <li>・へき地児童生徒専門医巡回検診（眼科検診）</li> <li>・栄養教諭による食育指導（定期学校巡回、食育授業の実施）</li> </ul>
<p>④ 防災教育、ふるさと教育、キャリア教育など、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動により、豊かな人間性や社会性を育む教育を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町（企画政策課、消防）・振興局防災部署や气象台、国保病院、自衛隊等と連携した一日防災学校の取組</li> <li>・HAC利尻島上空遊覧飛行体験・航空教室（小6）</li> <li>・総合的な学習の時間を活用した地域学習・産業体験・ボランティア活動</li> <li>・利尻高校ふるさと教育（利尻山登山、悠遊覧人G）やキャリア教育に対する支援</li> <li>・第39回読書感想文コンクールの実施（地域人材の参画と活用）</li> </ul>

<p>⑤ 児童生徒の特性・教育的ニーズに応じた、適切な指導や支援を行う特別支援教育を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育支援委員会と連携した特別支援学級の適正配置（R 8：新設2を含む全7学級開設）</li> <li>・個別の教育相談や学校、福祉課との連携、情報共有</li> <li>・特別支援教育支援員の適正配置（駕小2名、利小2名、駕中1名）</li> <li>・特別支援学校通学等助成事業（2件）</li> <li>・家庭の経済状況や地理的条件への対応（修学旅行費補助・中体(文)連大会出場費補助、育英資金の貸付）</li> </ul>
--	--

## 2 学びの機会を保障し質を高める環境の確立

子供たちの健やかな成長を促すためには、安心して学べる場と安全な教育環境の整備が重要です。

このため、町が有する教育施設や設備等をより効果的に活用するとともに、社会の変化に対応した教育施設や設備を計画的に整備して、安心・安全で質の高い教育環境の充実を図ります。

教育政策の目標	実施した主な施策
<p>① 教育施設・設備の充実に努めるとともに、働き方改革を推進し、教職員がゆとりを持って子供たちと向き合える環境を整備し、効果的・効率的な学校運営の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校庁用備品、義務教育教材備品、学校図書、新聞購読の整備</li> <li>・通学路の安全確保に対する建設課等との連携（道路・除雪情報等の共有）</li> <li>・働き方改革アクションプランⅢの推進（業務管理計画の策定）</li> <li>・校務支援システムによる出退勤管理及び時間外勤務状況の把握と公表</li> <li>・各学校における働き方改革推進委員会（コアチーム）の設置、推進策の検討及び実践</li> <li>・校務支援システム、グループウェアによる校務作業の負担軽減、効率化</li> <li>・教職員の研修及び授業研究等の機会の充実</li> <li>・不祥事等防止に向けたコンプライアンス確立等個人取組の設定及び共有</li> <li>・定期的な学校評価アンケートによる検証</li> </ul>
<p>② ICTを効果的に活用した学習活動ができるようGIGAスクール構想に基づいた環境整備に努めるとともに、教職員のスキルアップも含めた研修を通じて、授業改革・業務改善につなげていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校デジタル化推進協議会と連携した教員のICTスキル向上のための研修（グーグルによるGemini活用研修会の実施）</li> <li>・デジタル教科書実証事業による教科支援（英語、算数・数学：全校）</li> <li>・キュビナの利活用（前掲1-②に記載）</li> <li>・オンライン授業等の実施（広島大との連携、学校間での実施に課題）</li> <li>・端末の持ち帰りによる家庭学習の習慣化、学習定着の推進、出欠や健康観察等の確認</li> <li>・生成AIの授業への利活用</li> <li>・学習用端末の更新（小中学生、教職員分221台整備）</li> <li>・撮影用公用スマホの学校への貸与と適正なデータ管理</li> </ul>
<p>③ いじめや不登校など初期段階での積極的な認知や取組を重視し、関係機関やスクールカウンセラーなどとの連携によるメンタルヘルスケアの充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめや不登校の初期段階での認知と早期対応、定期的なアンケート調査の実施及び生徒指導の交流連携</li> <li>・個々の不登校の実態に合わせたケア（放課後登校やリモート授業の実施、生活リズムの確保と環境への適応を図る）</li> <li>・上記にかかる福祉部局や民生児童委員等との連携（ケース会議等の実施）</li> <li>・スクールカウンセラー事業（道派遣）の活用（小中高への定期巡回（5回：うち1回はオンライン）相談体制の構築）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道医療大との協定締結と連携事業の実施 心理科学部学生実習、専門教員・学生派遣によるフレイル予防教室等の実施</li> <li>・端末使用に対する見守り（i フィルターによる検索等の管理）</li> </ul>
--	--

### 3 地域との持続可能な教育の実現と生涯学習の充実

町民が心豊かで生きがいのある生活を送るためには、趣味や教養、スポーツ、交流活動など自己実現のための時間を持つとともに、生涯を通じて積極的に学び、その成果を生かせる環境が必要です。

このため、町民一人一人が豊かに学び、文化やスポーツを楽しむ環境を整えるとともに、その活動や地域の担い手育成を支援するために、効果的な事業の推進に努めます。また、地域の教育力を活かした学校づくりをより一層推進します。

教育政策の目標	実施した主な施策
① 地域に根ざした芸術・文化活動を推進するために、活動への支援や担い手育成の場、優れた芸術・文化に触れる機会を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町文化協会、文化団体活動への支援等</li> <li>・こども作品展の実施（教委・学校連携）</li> <li>・公民館事業（各種教室・図書室運営・文化祭作品展等）の推進</li> <li>・公民館での集いの場の提供（高齢者向けサロン、地域おこし協力隊による教室や子ども向けサロン）</li> <li>・文化振興のための教室等（絵画教室）</li> <li>・劇団四季公演鑑賞（利尻町と合同）</li> <li>・英語や他国の文化にふれる機会の提供（ALTによるイングリッシュカフェの実施）</li> </ul>
② 郷土の歴史を伝える文化遺産の保全とともに、調査による掘り起こしや講座・展示等の情報発信に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町指定文化財の維持管理及び郷土資料の収集・調査の継続</li> <li>・東京大学との連携による遺跡調査（現地説明会の実施）</li> <li>・南浜獅子神楽保存会等の伝承活動への支援</li> <li>・学校授業等支援活動（総合学習、社会科授業）</li> <li>・各種展示の実施（宗谷管内巡回展「宗谷の昭和100年」）</li> <li>・利尻しまじゅうエコミュージアムとの連携</li> </ul>
③ 町民一人一人が健康で豊かな生活を営むための生涯スポーツを推進するために、活動への支援や担い手育成の場を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育施設等の適正な維持管理、運営</li> <li>・各種団体への助成、活動支援及びスポーツ少年団の育成、支援</li> <li>・スポーツ振興のための各種大会・教室等の開催（各団体、水泳・バドミントン・スキー教室）</li> </ul>
④ 学校運営協議会を通じた学校支援活動の充実や部活動の地域移行など地域と学校とのさらなる連携・協働に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の開催</li> <li>・放課後子ども教室（平日・一日ふじっ子）の実施</li> <li>・部活動の一部種目の地域移行 *詳細別紙</li> </ul>

## 令和7年度 部活動地域移行の推進状況

国が進める改革期間に沿って、休日・平日も含めた一部競技の実証事業を実施した。

種目として、サッカーのクラブ化（利尻FC）とバドミントンの一部クラブ化（指導体制は、鴛泊が休日のみ、鬼脇が平日・休日ともに）について対象としている。両クラブとも、利尻富士町地域クラブ活動事業実施要綱に基づいた町からの委託事業として位置づけ実施している。

野球クラブについても8年度からの認定クラブ化に向け、部分的な活動実証を行なっている。学校開放について、学校と各団体との調整のうえ、積極的な利活用を進めた。

### 【実績】

- 4月 地域クラブ活動事業実施要綱に基づいたクラブ登録、事務（サッカー、バドミントン）  
指導者が所属する職場等へ理解と協力の依頼
- 9～10月 バドミントンコーチ・審判員資格取得に対する指導者派遣
- 12月 野球クラブ（ラグナルズ）との指導にかかる協議と実証
- 1月 本町の取り組みについて実践事例発表
  - ・第3回部活動・地域クラブ活動関係者会議
  - ・学校部活動の地域展開に係る宗谷管内フォーラム
- 通年 各種大会への指導者派遣、各団体との協議

### 【学校開放の状況】

\*基本的な予定で、行事や大会により変動。1回2～3時間程度。  
\*卓球部（現在休止）、サッカー少年団も利用

団体名	月	火	水	木	金	土	日
サッカー *夏季は屋外 利用あり		利小・鬼中 18:00～	鴛泊中 18:00～			鴛泊中 13:00～	
鴛泊バド	部活動 16:00～	部活動 16:00～		部活動 16:00～	部活動 16:00～	鴛泊小 9:00～	
鬼脇バド	利小・鬼中 16:30～			利小・鬼中 16:30～		利小・鬼中 9:00～	
野球 *夏季は屋外 利用あり		鴛泊中 17:30～		鴛泊中 17:30～			鴛泊中 13:00～

### 【課題】

- ・各クラブの運営や事務手続きを支える事務局体制の構築
- ・文化部活動の展開

利尻富士町総合教育会議設置要綱

(目的)

**第1条** 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）

第1条の4第1項の規定に基づき、利尻富士町の教育に資するため、利尻富士町総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 総合教育会議は、法第1条の4第1項の規定により、次に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 利尻富士町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議
- (2) 利尻富士町の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき措置
- (3) 児童、生徒の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(構成員)

**第3条** 総合教育会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

(招集)

**第4条** 総合教育会議は町長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 3 総合教育会議の議長は、町長をもって充てる。

(意見の聴取)

**第5条** 総合教育会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聴くことができる。

(会議の公開)

**第6条** 総合教育会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録の作成および公表)

**第7条** 総合教育会議は、総合教育会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表する。ただし、前条ただし書きの規定の場合にあっては、この限りではない。

(調整結果の尊重)

**第8条** 総合教育会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

**第9条** 総合教育会議の事務局は、総務課において処理する。ただし、総合教育会議の開催及び大綱の策定等に関する事務を教育委員会事務局に補助させることができる。

(委任)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成28年2月4日から施行する。